

入札説明書等に関する第4次変更内容

資料	頁	該当箇所					修正 又は 追加	変更前	変更内容
		章	節	項	節	細目			
要求水準書	8	1	3	2	(3)		修正	残留塩素濃度については、目標値を本市が指示し、要求水準値を「目標値±0.1mg/L」とする。	残留塩素濃度の要求水準値については、本市が指示する目標値内とするが、提案時の目標範囲は、現在の配水池における残留塩素濃度(山の田浄水場0.8～1.0mg/L、大野浄水場0.9～1.1mg/L)を参考とする。
要求水準書	13	2	1	2	(1)	表2-2	追加	機器の性能保持に必要な点検	機器の性能保持に必要な点検。なお、既存電気設備の電気事業法に基づく保安点検は、事業者の業務範囲とする。
要求水準書	14	2	1	2	(2)	表2-3	追加	—	清掃及び植栽管理の業務項目の摘要欄に以下を追加する。 「別紙1-2に示す範囲外の既存施設及び別紙1-2に示す範囲内のうち配水池構造物と建屋の内部について本市が実施する。配水池構造物と建屋の周囲の外構敷地については、事業者の業務範囲とする。」
要求水準書	14	2	1	2	(2)	表2-3	追加	—	保守点検の業務項目の摘要欄に以下を追加する。 「既存電気設備の電気事業法に基づく保安点検を除く。」
要求水準書	19	2	2	2	(11)	2)	修正	使用燃料はA重油とし、燃料タンクは	使用燃料の燃料タンクは
要求水準書	21	2	2	2	(11)	7)	修正	別紙9	別紙8
要求水準書	28	2	2	4	(3)	5)	修正	3社以上	原則3社以上
基本協定書(案)	3	10	2				追加	甲の指定する期間内に	甲の指定する合理的な期間内に
設計及び建設工事請負契約書(案)	1	2					追加	—	(14)「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、地震、騒乱、暴動、地盤沈下、地下水の浸出、第三者の行為(許認可を含む。)その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
設計及び建設工事請負契約書(案)	5	17	3				追加	著作者(甲を除く。)をして、著作権法第18条第1項	著作者(甲を除く。)をして、設計図書等について著作権法第18条第1項
設計及び建設工事請負契約書(案)	13	39	1				修正	天災等で甲乙双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により	不可抗力により
設計及び建設工事請負契約書(案)	17	48	8				修正	第45条(前金払)第3項	第45条(前金払)第5項
設計及び建設工事請負契約書(案)	19	53	1	1			追加	工事又は設計業務に着手すべき期日	工事又は設計業務に着手すべき期日(第10条(業務工程表の提出)に基づき乙が甲に提出する業務工程表(同条第3項に基づく甲の請求により乙が再提出した場合は、当該再提出版)に記載された設計業務及び工事の着手予定日をいう。)
設計及び建設工事請負契約書(案)	22	62	2	3			修正	第三者から正当に入手した情報	相手方の秘密を知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報
設計及び建設工事請負契約書(案)	23	65 66 67					修正	条番号(第65条、第66条、第67条)	第65条を第64条に、第66条を第65条に、第67条を第66条に各々修正。
設計及び建設工事請負契約書(案)	25	別紙2	第1				追加	業務上及び技術上に係わる情報(以下「業務情報」という。)	業務上及び技術上に係わる情報(甲の保有する水道施設及びその維持管理・運営に関する情報を含み、かつそれに限られない。以下「業務情報」という。)

入札説明書等に関する第4次変更内容

資料	頁	該当箇所					修正 又は 追加	変更前	変更内容
		章	節	項	節	細目			
設計及び建設工事請負契約書(案)	29	別紙3	(1)				追加	業務上及び技術上に係わる情報(以下「業務情報」という。)	業務上及び技術上に係わる情報(甲の保有する水道施設及びその維持管理・運営に関する情報を含み、かつそれに限られない。以下「業務情報」という。)
維持管理及び運營業務委託契約書(案)	2	3	8				追加	本契約に係る訴訟については、	本契約に係る訴訟の提訴又は調停の申立てについては、
維持管理及び運營業務委託契約書(案)	4	12	2				追加	有識者等の第三者を	乙への出資会社の役員又は職員及び有識者等の第三者を
維持管理及び運營業務委託契約書(案)	10	34	1	2			修正	乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき	乙から合理的な説明がないとき
維持管理及び運營業務委託契約書(案)	10	34	2				修正	直ちに甲に支払い	甲の指定する合理的な期間内に甲に支払い
維持管理及び運營業務委託契約書(案)	12	40	3				追加	著作者(甲を除く。)をして、著作権法第18条第1項	著作者(甲を除く。)をして、成果物について著作権法第18条第1項
維持管理及び運營業務委託契約書(案)	12	42					修正	—	第42条(準拠法及び裁判管轄)を削除する。
維持管理及び運營業務委託契約書(案)	12	42					修正	第43条(補則)	第42条(補則)
維持管理及び運營業務委託契約書(案)	19	別紙3	ア				修正	運転管理	運転管理監視
維持管理及び運營業務委託契約書(案)	22	別紙5	1	(1)			修正	—	委託費欄の備考欄(「グループ構成員以外への委託費」)を削除する。
維持管理及び運營業務委託契約書(案)	29	別紙7					修正	乙に生じた増加費用額及び損害額が当該事業年度の	乙に生じた増加費用額及び損害額が当該事業年度中の累計で、当該事業年度の
維持管理及び運營業務委託契約書(案)	29	別紙7					追加	—	なお、履行期間中の複数事業年度にまたがって不可抗力が生じた場合は、乙に生じた増加費用額及び損害額が当該複数事業年度の累計で、当該複数事業年度に予定していた維持管理運営費の100分の1に至るまでは乙が負担し、これを超える額については、甲が負担するものとする。
維持管理及び運營業務委託契約書(案)	31	別紙9	1					当該年度分における基本維持管理費に、契約終了日の属する月の翌月からその年度の3月までの月数を乗じた額の100分の10とする。 当該年度分違約金＝基本維持管理費×残月数×10÷100	当該年度分における基本維持管理費の毎月の支払額に、契約終了日の属する月の翌月からその年度の3月までの月数を乗じた額の100分の10とする。 当該年度分違約金＝基本維持管理費の毎月の支払額×残月数×10÷100